

令和6年6月1日改定

介護サービス利用料金に、下に該当する項目を加算いたします。

	1 割	2 割
日常生活支援加算(Ⅰ)	3 6 円／日	7 2 円／日
看護体制加算(Ⅰ)	4 円／日	8 円／日
看護体制加算(Ⅱ)	8 円／日	1 6 円／日
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	1 6 円／日	3 2 円／日
初期加算 ¹	3 0 円／日	6 0 円／日
療養食加算 ²	6 円／回	1 2 円／回
看取り介護加算 ³ 死亡日 4 5 ～ 3 1 日前	7 2 円／日	1 4 4 円／日
死亡日 3 0 ～ 4 日前	1 4 4 円／日	2 8 8 円／日
死亡日前々日、前日	6 8 0 円／日	1, 3 6 0 円／日
死亡日当日	1, 2 8 0 円	2, 5 6 0 円
生活機能向上連携加算 ⁴	2 0 0 円／月	4 0 0 円／月
入院・外泊時の利用料金 ⁵	2 4 6 円／日	4 9 2 円／日
外泊時在宅サービス 利用費用 ⁶	5 6 0 円／日	1, 1 2 0 円／日
介護職員等 処遇改善加算 (Ⅰ)	1 ヶ月の自己負担額の 1 4. 0 %に相当する金額	

利用者負担額は、介護サービス利用料金に加算金額を加えたもののうち、介護保険負担割合証に示された割合（1割～3割の内いずれか）の金額になります。（詳細は料金一覧表をご覧ください）

- ¹ 入所した日から起算して30日以内の期間、または、30日以上入院後に再び当施設に入所した場合に加算します。
- ² 1日3食を限度とし、1食を1回として加算します。
- ³ 医師との面談により看取り介護開始について同意された場合、同意日より加算します。
- ⁴ 週2回外部理学療法士によるリハビリを受けている利用者を対象に加算します。
- ⁵ 初日及び最終日を除き、月に6日（月をまたぐ場合は各月6日）を限度として算定します。（利用料と入れ替わります）
- ⁶ 入院外泊時の注意事項と同様ですが、外泊時在宅サービスを利用した際の算定となります。外泊時費用を算定している場合は算定しません。